

## 入札説明書

この入札説明書は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達印刷物

#### (1) 調達印刷物の名称及び数量

令和 7 年度「生涯学習とっとり」 一式

#### (2) 印刷物の仕様

別添令和 7 年度「生涯学習とっとり」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

#### (4) 納入期限

第 1 回目 令和 7 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで

第 2 回目 令和 7 年 6 月下旬

第 3 回目 令和 7 年 8 月下旬

第 4 回目 令和 7 年 10 月下旬

第 5 回目 令和 7 年 12 月下旬

第 6 回目 令和 8 年 2 月下旬

※第 2 回目以降の詳細は、別途協議する。

#### (5) 納入場所

鳥取市扇町 2 1 番地 鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、物品の製造／印刷類／一般印刷に登録されているに登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- (5) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 本件公告に示した業務を業務期間内に確実に履行できる者であること。
- (7) 県民ふれあい会館との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 配布資料

- (1) 仕様書
- (2) 入札参加資格確認書（様式1）
- (3) 質問書（様式2）
- (4) 入札書（様式3）
- (5) 委任状（様式4）
- (6) 契約保証金免除申請書（様式5）

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続に関する問合せ先  
〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当） 総務係 福田  
電話 0857-21-2266 メール info@fureaikaikan.jp
- (2) 業務の仕様に関する問合せ先  
〒680-0846 鳥取市扇町21番地 県民ふれあい会館（担当） 生涯学習係 檜垣  
電話 0857-21-2331 メール info@fureaikaikan.jp
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、令和7年2月3日（月）から令和7年2月26日（水）までの間に県民ふれあい会館のホームページ（<http://fureaikaikan.jp>）から入手すること。
- (4) 郵便等による入札  
不可
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時  
令和7年3月17日（月）午後1時30分
  - イ 場所  
鳥取市扇町21番地  
鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）2階小研修室（4）

### 5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付  
本件入札に関しての質問は、質問書を作成し、電子メールにより4の(1)の場所に令和7年2月18日（火）午後5時までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

## (2) 疑義に対する回答

(1) の質問に対する回答については、令和7年2月25日(火)までに、県民ふれあい会館のホームページ (<http://fureaikaikan.jp>) にまとめて閲覧に供する。

## 6 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出資料を作成の上、令和7年2月26日(水)午後5時までに郵便等又は持参の方法により、4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出資料は返却しない。  
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。
- (5) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 7 事前提出資料

事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- ・入札参加資格確認書

## 8 入札資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年3月4日(火)までに公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長古田嘉博で通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長古田嘉博に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年3月10日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長古田嘉博は、説明を求めた者に対して令和7年3月13日(木)までに書面により回答する。

## 9 その他入札条件等

- (1) 入札書は様式3を使用すること。

入札者は、原則として消費税及び地方消費税を含めた契約申込金額を入札書に記載すること。  
なお、契約は、入札書に記載された1頁当りの単価(小数点第3位を切捨て第2位までとし、消費税及び地方消費税の額を含まない額とする。)による単価契約する。支払いは1頁当たりの単価に実際の印刷頁数と印刷部数を乗じて得た金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。)により行う。

この入札は単価によるものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

- (2) 入札書は、件名、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず本入札件名称及び入札者の商号又は名称を記入すること。

- (3) 入札書に記入する日付は、「開札日」とする。
- (4) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。
- (5) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、必ず委任状を提出しなければならない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書及の宛名は「公益財団法人鳥取県教育文化財団 県民ふれあい会館 館長 古田嘉博」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札者は、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (13) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - ア 入札執行前には、入札辞退届を持参又は郵送すること。
  - イ 入札執行中には、入札辞退届を提出すること。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札参加資格の確認をもって入札保証金を免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら速やかに契約保証金免除申請書を提出すること。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札

- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者（以下「最低価格者」という。）を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数ある場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 手続きにおける交渉の有無

無

## 15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として入札金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者がカ又はキに掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 業務の一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 前各事項に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に違反する行為又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 6 条の 6 若しくは同法第 1 9 8 条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合に合ってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ） いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ） 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ） 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ） 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

#### （5）再委託の禁止

受注者は、再委託をしてはならない。